

交通安全日実施要綱の制定について

平成 12 年 3 月 29 日

例規第 14 号

神交総発第 268 号

神地総発第 163 号

神交指発第 195 号

各所属長あて

本部長

交通安全日の活動については、交通安全日実施要綱の改正について（昭和 55 年 2 月 14 日 例規、神交企発第 41 号。以下「旧要綱」という。）に基づき、効果的な推進に努めてきたところであるが、交通事情、社会情勢、生活環境等が変化したこと、神奈川県交通安全対策協議会において、毎月 15 日を「高齢者交通安全の日」と指定したことなどから、旧要綱が現状にそぐわないものとなった。よって、交通安全日の活動を見直し、関係機関・団体の活動と斉一性を図り相互の連携を強化して、県民総ぐるみによる交通事故防止活動を推進するため、新たに別添のとおり交通安全日実施要綱を制定し、平成 12 年 4 月 1 日から施行することとしたので、本制度の効果的な推進に努められたい。

おって、旧要綱は、廃止する。

別添

交通安全日実施要綱

第 1 目的

この要綱は、制服警察官を街頭に配置して、街頭指導取締り活動、歩行者等に対する保護誘導活動及び交通広報活動を強化するとともに、関係機関・団体と連携し、家庭、学校、職場及び地域における自主的な交通安全意識を、県民運動として盛り上げることにより、県民が交通安全の必要性を認識し、交通ルールへの遵守と正しい交通マナーを実践する習慣を身に付けるために、県民交通安全の日及び高齢者交通安全の日（以下「交通安全日」という。）を定め、交通事故防止活動の効果的な推進を図ることを目的とする。

第 2 実施日

毎月 1 日を「県民交通安全の日」、15 日を「高齢者交通安全の日」とする。

なお、原則として、交通安全日の午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 日までの間を、街頭指導取締り活動、歩行者等に対する保護誘導活動及び交通広報活動の強化時間帯（以下「街頭指導等強化時間帯」という。）とする。

第 3 実施重点

交通安全日の実施重点は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者等交通弱者に対する保護誘導活動の推進
- (2) 街頭指導取締り活動の強化

- (3) 交通広報活動の強化
- (4) 関係機関・団体との連携及び自主活動の促進

第4 実施要領

1 体制の確立

街頭指導等強化時間帯にあっては、警察署の各課からできる限り多くの警察官を動員するものとし、その他の時間帯にあっては、通常の勤務体制で実施するものとする。

なお、交通指導員その他のボランティア（以下「民間ボランティア」という。）による効果的な活動体制を確保することについて配慮すること。

2 実施内容

(1) 交通安全日の周知徹底

交通安全日にあっては、「本日は交通安全の日」の表示板を警察署、交番、駐在所、その他必要な場所に掲出し、本制度の周知徹底を図るものとする。

(2) 街頭指導等強化時間帯における活動

ア 高齢者等交通弱者に帯する保護誘導活動及び車両等に対する街頭指導取締り活動

(ア) 通学路及びその周辺道路において、主に通学児童等に対する保護誘導活動及び車両等に対する街頭指導取締り活動を実施するものとする。

(イ) 歩行者の通行の頻繁な交差点等において、主に高齢者に対する保護誘導活動及び車両等に対する街頭指導取締り活動を実施するものとする。

(ウ) 交通事故多発交差点等において、歩行者に対する保護誘導活動及び車両等に対する街頭指導取締り活動を実施するものとする。

イ 交通広報活動

警ら用無線自動車、広報車等による交通広報活動を実施し、本制度の周知徹底を図るものとする。

ウ 従事員に対する督励

街頭活動中の従事員に対しては、市（区）町村長及び関係団体の代表者と警察幹部による合同の督励を実施し、従事員の士気高揚及び民間ボランティアによる活動の活性化を図るものとする。

(3) 街頭活動強化時間帯以外の時間帯における活動

通常勤務を通じて街頭指導取締り活動、歩行者等に対する保護誘導活動、交通広報活動を行うほか、各種交通安全教育、高齢者居住家庭への訪問指導、各種イベント等の開催その他の交通安全活動を計画的に実施するものとする。

3 関係機関・団体との連携及び自主活動の促進

(1) 交通安全日を真の県民運動とするため、関係機関・団体との連携を強化し官民一体となった効果的な活動の推進に努めること。

(2) 関係機関・団体に対しては、交通安全日における街頭指導活動、保護誘導活動その

他の地域・職域ぐるみの交通安全活動の実施について自主活動の促進を働き掛けること。

4 配意事項

(1) 活動計画の策定

警察署長は、交通安全日の前日までに、交通安全日の活動計画（第1号様式）及び従事員配置状況一覧表（第2号様式）を策定し、効果的な運用を図ること。

なお、活動計画の策定に当たっては、早朝勤務等に従事する勤務員について可能な限り時差出勤等の弾力的な運用を図り、一部の勤務員のみに負担がかかることがないよう配意すること。

(2) 従事員の服装等

街頭活動に当たっては、原則として制服を着用すること。

なお、民間ボランティアに対しては、交通腕章、交通安全たすき等の着装により従事員であることを明らかにさせること。

(3) 受傷事故の防止

街道活動に当たっては、装備資機材を効果的に活用するとともに、車両等に対する合図は、停止旗、停止棒、警笛等を活用して明確に行い、受傷事故の絶無を期すること。

なお、幹部は、街頭活動の従事員に対し、受傷事故防止について具体的に指示を行うものとし、現場の警察官は、自らの事故防止に配意するとともに民間ボランティアの受傷事故についても配意して活動すること。

第5 交通安全日の活動の特例

- 1 交通安全日が閉庁日に当たる場合にあつては、関係機関・団体の活動に応じて中止することができる。
- 2 毎月1日及び15日以外の日を独自の交通安全日に指定している一部の市（区）町村を管轄する警察署にあつては、当該市（区）町村の関係機関と連携を図り実施するものとする。

第6 報告

警察署長は、交通安全日の活動計画及び活動結果を次の要領で警察本部長（交通部交通総務課長経由）に報告するものとする。

- (1) 活動計画については、交通安全日の活動計画に従事員配置状況一覧表を添付して、実施日の前日までに報告すること。

なお、実施日の前日が閉庁日に当たる場合にあつては、閉庁日の前日までに報告すること。

- (2) 活動結果については、交通安全日の活動結果（第3号様式）に従事員配置状況一覧表を添付して、実施後速やかに報告すること。

第7 警察署に対する指導及び連絡

交通部長は、交通安全日の活動を効果的に推進するため、活動内容等について必要な事項を定め、警察署に対する指導及び連絡を行うものとする。

第1号様式
(第4、第6関係)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

発 号 外
年 月 日

警察本部長 殿

警察署長

交通安全日の活動計画

1 街頭指導等強化時間帯における活動

実施日時	年 月 日 (曜日) 午前 時 分 ~ 午前 時 分							
督励活動	警 察 署	署長・副署長・次長・交通課長・()課長・()課長						
	関係機関・団体							
交通広報	警 察 署	警ら用無線自動車 台・その他の広報車両 台						
	関係機関・団体							
	表示板掲出状況	表示板掲出箇所合計 箇所						
従事員数	交 通	警 務	生活安全	地 域	刑 事	警 備	計	合 計
	市区町村	安 協	安 管	母の会	P T A等	その他	計	
	()	()	()	()	()	()	()	
	() 内は、地域交通安全活動推進委員の従事員を内数で記入する。							
配置状況	合計 箇所 詳細は、従事員配置状況一覧表による。							
備 考								

2 その他の交通安全活動

活動時間	午前・後 午前・後	時 分	分 分	~	午前・後 午前・後	時 分	分 分
活動人員							
活動内容							
備 考							

備考 1 「2 その他の交通安全活動」については、街頭指導等強化時間帯以外の時間帯における活動のうち、特記すべき活動の計画がある場合に記載すること。
2 公印は省略とする。

(第4、第6 関係) (用紙 日本工業規格A 4 縦長型)

警察署

[illegible]

第3号様式
(第6関係)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

発 号 外
年 月 日

警察本部長 殿

警察署長

交通安全日の活動結果

1 街頭指導等強化時間帯における活動

実施日時	年 月 日 (曜日) 午前 時 分 ~ 午前 時 分							
督励活動	警 察 署	署長・副署長・次長・交通課長・()課長・()課長						
	関係機関・団体							
交通広報	警 察 署	警ら用無線自動車 台・その他の広報車両 台						
	関係機関・団体							台
	表示板掲出状況	表示板掲出箇所合計						箇所
従事員数	交 通	警 務	生活安全	地 域	刑 事	警 備	計	合 計
	市区町村	安 協	安 管	母の会	P T A等	その他	計	
	()	()	()	()	()	()	()	
	() 内は、地域交通安全活動推進委員の従事員を内数で記入する。							
配置状況	合計 箇所 詳細は、従事員配置状況一覧表による。							
備 考								

2 その他の交通安全活動

活動時間	午前・後 午前・後	時 時	分 分	~	午前・後 午前・後	時 時	分 分
活動人員							
活動内容							
備 考							

備考 1 備考欄には、取扱事項その他特記事項について記載すること。
2 公印は省略とする。